

地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から段階的に引き上げられていることに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

◎ 平成30年度決算

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 364,280 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費(一般財源) 3,063,191 千円

(歳出の内訳)

(単位:千円)

項 目	決算額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県支出金	その他 特定財源	一般財源
1 医 療	1,534,769	50,421	324,568	0	1,159,780
2 介護・高齢者福祉	799,162	9,694	1,916	2,914	784,638
3 子ども・子育て	2,232,763	862,724	264,225	475,079	630,735
4 障害者福祉	863,157	406,558	202,647	0	253,952
5 貧困・格差対策	591,717	395,367	8,620	0	187,730
6 その他	46,387	0	31	0	46,356
合 計	6,067,955	1,724,764	802,007	477,993	3,063,191